

那覇市公報

第 1 8 9 2 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○令和7年（2025年）9月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…………… 1190

○地縁による団体の認可について（まちづくり協働推進課）…………… 1191

◇ 公 告 ◇

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 1192

◇ 教育委員会規則 ◇

○那覇市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則…………… 1193

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1197

告 示

那覇市告示第 263 号
令和 7 年 8 月 26 日
掲 示 済

令和 7 年（2025 年）9 月那覇市議会定例会の招集について

令和 7 年（2025 年）9 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 知念 寛

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 招 集 の 日 | 令和 7 年 9 月 4 日（木） |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |

那覇市告示第 275 号
令和 7 年 8 月 29 日
掲 示 済

地縁による団体の認可について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をしたので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 名 称 三原区自治会
- 2 規約に定める目的
本会は、会員相互の融和・親睦を図り、互助の精神により、明るく、住みよい町づくりを目的とする。
(1) 会員相互の連絡を図ること。
(2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること。
(3) 集会施設その他財産の維持管理を図ること。
(4) その他本会の目的達成に必要なこと。
- 3 区 域 三原 1 丁目から 3 丁目全域を区域とする。
- 4 主たる事務所の所在地 三原 2 丁目 17 番 18 号
- 5 代表者の氏名及び住所
氏名 島袋 浩明
住所 三原 2 丁目 21 番 24 号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
職務執行停止 (無)
職務代行者の選任 (無)
- 7 代理人の有無 (無)
- 8 解散の事由 本会は、地方自治法 260 条の 20 の規定により解散する。
- 9 認可年月日 令和 7 年 8 月 29 日

公 告

那覇市公告第 449 号

令和 7 年 9 月 1 日

掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
令和 7 年 6 月 27 日 第 R5-03-01 号
那覇市指令ま建指第 41- R5-03-01 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市壺屋一丁目 50 番 34、566 番 3、566 番 4、566 番 5、567 番 1
567 番 2、568 番、568 番 3、568 番 5、568 番 6
- 3 公共施設
防火水槽
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 3 号
株式会社フージャースコーポレーション 代表取締役 小川 栄一
- 5 検査済証番号
令和 7 年 9 月 1 日 那ま建指第 113 号
- 6 工事完了年月日
令和 7 年 7 月 30 日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第3号
令和7年8月27日
公 布 済

那覇市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 宮 里 寿 子

那覇市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則

那覇市文化財調査審議会規則(昭和48年那覇市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市文化財保護条例(昭和48年那覇市条例第24号)第4条第4項の規定に基づき、那覇市文化財調査審議会(以下「調査審議会」という。)の所掌事務、運営その他必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市文化財保護条例(昭和48年那覇市条例第24号)第4条第2項の規定に基づき、那覇市文化財調査審議会(以下「調査審議会」という。)の所掌事務、運営その他必要な事項を定めるものとする。
	(組織) 第3条 調査審議会は、委員12人以内で組織する。 2 委員は、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。
	(任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。
第3条 [略] (臨時調査委員) 第4条 調査審議会に、特別に調査審議する事項について資料の収集及び専門的調査を行うための臨時調査委員を置くことができる。 2 臨時調査委員は、教育委員会が委嘱する。	第5条 [略]
(招集) 第5条 調査審議会は、必要に応じて会長が招集する。	(会議) 第6条 調査審議会の会議は、会長が招集する。 2 調査審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 調査審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（部会）

第7条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、調査審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、調査審議会の議を経て会長が指名する。

3 前項の委員のほか、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、学識経験者その他の教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

5 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

6 第5条、前条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5条第1項及び第3項、前条第1項から第3項まで、次条並びに第10条中「調査審議会」とあるのは「部会」と、第5条、前条第1項、第3項及び第4項並びに第10条中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第1項、第2項及び第4項中「副会長」とあるのは「副部会長」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員（議事に関係のある臨時委員を含む。）」と読み替えるものとする。

7 調査審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、部会の決議をもって調査審議会の決議とすることができる。

（関係者の出席）

第8条 調査審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

第9条 〔略〕

（委任）

第6条 〔略〕

	<u>第10条 この規則に定めるもののほか、調査審議会の運営に関し必要な事項は、会長が調査審議会に諮って定める。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 40 号

令和 7 年 9 月 1 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会

委員長 前 原 常 雄

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5, 0 7 0 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

4 2, 2 4 2 人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

8 4, 4 8 4 人

